

■ 食品リサイクル法に基づく定期報告書の報告先（あて名）

報告先（あて名）は、農林水産大臣名及び環境大臣名が必須となります。また、農林水産大臣以外の大臣が事業を所管している場合、当該事業所管大臣名（以下の表を参考として下さい）の記載が必要です。

※ 例えば「酒類製造業」の場合、報告書に農林水産大臣、環境大臣及び財務大臣を列記の上、同じ報告書を3部提出することが必要です。また、複数の事業を実施している事業者は、事業割合の多寡に関わらず、実施する事業のすべての事業所管大臣名の記載が必要です。

業 種		報 告 先					
		財 務 省	厚 生 労 働 省	経 済 産 業 省	国 土 交 通 省	環 境 省	農 林 水 産 省
食	部分肉・冷凍肉製造業					●	●
	肉加工品製造業					●	●
	牛乳・乳製品製造業					●	●
	その他の畜産食料品製造業					●	●
	水産缶詰・瓶詰製造業					●	●
	海藻加工業					●	●
	塩干・塩蔵品製造業					●	●
	水産練製品製造業					●	●
	冷凍水産物製造業					●	●
	冷凍水産食品製造業					●	●
	その他の水産食料品製造業					●	●
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）					●	●
	野菜漬物製造業					●	●
料	醤油製造業					●	●
	味噌製造業					●	●
	ソース製造業					●	●
	食酢製造業					●	●
	その他の調味料製造業					●	●
	甘蔗糖製造業					●	●
	甜菜糖製造業					●	●
	砂糖精製業					●	●
	ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業					●	●
	精米・精麦業					●	●
	小麦粉製造業					●	●
	その他の精穀・製粉業					●	●
	パン製造業					●	●
菓子製造業					●	●	
製	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）					●	●
	食用油脂加工業					●	●
	でん粉製造業					●	●
	めん類製造業					●	●
	豆腐・油揚げ製造業					●	●
	あん類製造業					●	●
	冷凍調理食品製造業					●	●
	そう（惣）菜製造業					●	●
	すし・弁当・調理パン製造業					●	●
	レトルト食品製造業					●	●
	他に分類されない食料品製造業					●	●
	清涼飲料製造業（茶、J-7、果汁など残さが出るもの）					●	●
	清涼飲料製造業（その他）					●	●
業	果実酒製造業	●				●	●
	ビール類製造業	●				●	●
	清酒製造業	●				●	●
	単式蒸留焼酎製造業	●				●	●
	蒸留酒・混成酒製造業（単式蒸留焼酎製造業を除く）	●				●	●
	製茶業					●	●
	コーヒー製造業					●	●

業 種		報 告 先					
		財 務 省	厚 生 労 働 省	経 済 産 業 省	国 土 交 通 省	環 境 省	農 林 水 産 省
飲食料品 卸売業	米麦卸売業・雑穀卸売業					●	●
	野菜卸売業・果実卸売業					●	●
	生鮮魚介卸売業					●	●
	食肉卸売業					●	●
	その他の農畜産物・水産物卸売業					●	●
	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものに限る。)※1	●				●	●
	食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)※1	●				●	●
飲食料品 小売業	百貨店、総合スーパー※2			●		●	●
	その他の各種商品小売業※3			●		●	●
	各種食料品小売業					●	●
	野菜・果実小売業					●	●
	食肉小売業(卵、鳥肉を除く)					●	●
	卵、鳥肉小売業					●	●
	鮮魚小売業					●	●
	酒小売業	●				●	●
	菓子・パン小売業					●	●
	コンビニエンスストア			●		●	●
	その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く)					●	●
飲食店※4	食堂・レストラン		●			●	●
	居酒屋等		●			●	●
	喫茶店		●			●	●
	ファーストフード店		●			●	●
	その他の飲食店		●			●	●
持ち帰り・配達飲 食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業(給食事業者を除く)					●	●
	給食事業者					●	●
沿海旅客海運業					●	●	●
内陸水運業					●	●	●
結婚式場業				●		●	●
旅館、ホテル※5			●		●	●	●

※1 食料・飲料卸売業のうち「酒類」は財務省所管となる。

※2 総合スーパーとは、衣・食・住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上、食料品の小売販売額が70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所とする。

※3 食料品の小売販売額が70%未満の範囲内にある事業所。

※4 日本フードサービス協会(JEF)に加盟していない飲食店は、厚生労働省への提出が必要。

※5 旅館、ホテルについては、国際観光ホテル整備法登録宿泊施設は国土交通省、その他の宿泊施設は厚生労働省への提出が必要。